

「クリーニング師の免許」＜審査基準＞

○クリーニング業法（昭和二十五年五月二十七日法律第二百七号）

（クリーニング師の免許）

第六条 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

○クリーニング業法施行規則（昭和二十五年七月一日厚生省令第三十五号）

（免許申請手続）

第四条 法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行つたクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。

- 一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）
- 二 業務を行おうとする場所を記載した書類

○クリーニング業法施行細則（昭和二十五年八月十九日規則第五十四号）

（免許等）

第五条 規則第四条に規定するクリーニング師免許申請書は、様式第六によらなければならない。